

看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者を配置する。

責任者 院長 高橋 正子

2. 看護職員の勤務状況（勤務時間、超過勤務、有休消化率等）を把握して必要があれば提言を行い改善する。

- ① 勤務時間

- 週平均 40 時間以内
- 連続勤務原則 5 日以内
- 勤務状況、有休消化率、超過勤務の把握・指導

- ② 夜勤勤務

- 夜勤明けの翌日は原則休み
- 原則夜勤平均回数 5 回以内

3. 看護職員負担軽減の為の多職種からなる検討委員会を設置する。

「看護職員負担軽減検討委員会」を設置し、年 2 回（9 月、3 月）当委員会を開催する。

「看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する計画」を策定、必要に応じ改定を行う。

4. 「看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する計画」は、当会ホームページ上にて公開・周知をはかる。

附則

令和 6 年 3 月 1 日より施行